8　業　務　の　種　別	別添５のとおり
9　主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の状況	別添６のとおり
10　移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況	別添７のとおり
11　他に行っている事業の種類	別添８のとおり
12　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第３項第１号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあっては、当該外国投資運用業者及び令附則第５項各号に掲げる者。13において同じ。）が外国（法附則第３条の３第３項第１号イに規定する外国をいう。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日	年　月　日
13　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容	別添９のとおり
14　法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称	別添10のとおり